

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	健康づくり課
会議名 (審議会等名)	平成29年度 第3回嬉野市国民健康保険運営協議会		
開催日時	平成30年1月25日(木) 14:00～15:05		
開催場所	嬉野市役所 塩田保健センター2階		
傍聴の可否	㊦ ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	0 人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委 員	久我委員、古河委員、犬尾委員、石崎委員、栗山委員 古賀正章委員、古賀直委員、藤山委員、藤田委員	
	事務局	谷口市長、市民福祉部長、健康づくり課長、同課副課長、 同課主任(保健師)、同課主査	
	その他		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	平成29年度第3回嬉野市国民健康保険運営協議会資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	健康づくり課
議 題	第1号 平成30年度嬉野市国民健康保険税率の諮問及び答申について		
内 容			
審議経過	<p>会 長</p> <p>それでは次に5番目、議題です。第1号平成30年度嬉野市国民健康保険税率の諮問および答申について事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>失礼します。委員の皆さんに皆様にはご多忙のなか、ご参加いただきましてありがとうございます。それでは私のほうから第1号議案 平成30年度 嬉野市国民健康保険税率についてご説明申し上げます。座って説明いたします。</p> <p>それでは、私の方から議題1の平成30年度 嬉野市国民健康保険税率の諮問および答申につきましてご説明申し上げます。</p> <p>資料4ページをお開き下さい。</p> <p>今回、国より公費からの公費1700億円のうち1600億円程度が固まり本日、県より確定係数での標準保険税率が示されております。</p> <p>11月の仮係数での国民標準保険税率と比較すると、国の被保険者推計方法の見直しにより、県全体の現行保険給付費が増額となったため若干の税率増となっておりますが、現行の税率とはほとんど変わらない結果となっております。</p> <p>先の会議の折りにもご説明しましたが、今回の標準保険税率の算定にあたりましては、県全体の保険給付費の財源として県に各市町に求める納付金と各市町単独保健事業費等を賄い、基本的にこの標準保険税率を賦課すれば、各市町の国保会計は収支均衡がとれるため赤字は発生しないような仕組みとなっております。</p> <p>また、表の下の部分に記載しております、今回の標準保険税率結果からの要因分析としましては、今回の納付金の算定におきましては、各市町の現在の医療費指数や30年度の被保険者数や所得規模を下に算定されておりますので、所得や被保険者規模の小さい当市の税率は市単独で運営している現在と同じ程度の税率であっても、収支均衡が保たれるという結果となっております。</p>		

事務局

ここでは仮係数公表時にもお示しました。4人世帯、2世帯でのモデルケースをお示ししております。今回のモデルケースでは4人世帯の234万円程度の所得では現行税率より300円の減額。2人世帯の夫婦それぞれ80万円の所得では400円の増となっています。また、県内においては当市の標準保険税率では4人世帯では20市町中8位。4人世帯では、4位という結果となっております。

また、当税率と現行税とを現行の被保険者の所得状況で比較算定を行ったところ700万円程度の国保税の増額といった結果になりますが、また後だつてご説明いたしますが、標準保険税率算定にあつては、被保険者数の伸び率や国・県からの公費等を、これまでの実績から固くみて30年度の歳入の見込は試算しており、仮に現行の税率での賦課を行ったとしても、県の見込むH30年度の被保険者数や所得と収納率が大きく変わらない限り、県への納付金や保健事業費は賄えると試算しております。

続いて5ページをお開き下さい。

この試算表は、県の見込む被保険者数や所得等で仮に試算をした場合の歳入・歳出の見込となります。ここでは29年度と30年度の国保会計の仕組みの改正についても合わせてご説明申し上げます。

まず、歳入予算についてご説明申し上げます。まず、科目の覧に朱書きで新しく追加している費目が今回の制度改革で新たに加わった費目となります。歳入の国庫支出金の欄にあります。災害臨時特例補助金とは、例えば災害等の地域の経済に大きな被害が及ぶような事案が発生し、国保税の歳入が大きく減収した際などに県の基金を使って交付を受けるための費目となります。

そして、県支出金にあります。普通交付金ですが、30年度広域化以降は各市町でかかる給付費はすべて県よりこの普通交付金として賄われることとなっております。この普通交付金を各市町に支払う県の財源として、各市町にこれまで国より直接支払われておりました公費ですが、30年度の金額の覧に『-』マイナス表記で記載しております公費はすべて30年度以降は県で普通交付金の財源として吸い上げられることとなります。

ただし、表の中断にあります共同事業交付金については、これまで県内市町間において、高額医療費等にかかる調整を行ってございました事業ですが、30年度の県広域化以降は事業の廃止になり歳出の拠出金とも各市町の費目から無くなっております。

また、同じ県支出金覧にあります下の特別交付金は、これまで国の方から直接支払われておりました精神結核の医療費にかかる特別調整交付金や県の調整交付金そして、30年度から市町の医療適正化の取組みに対して支払われます保険者努力支援分や特定健診にかかる県・国の

	<p>事務局</p> <p>補助金はすべて県を通してこの特別交付金として支払われる事となり、市から県へ納付金を支払うための財源として使われることとなる予定です</p> <p>続いて6ページをお開き下さい。続いて歳出予算についてご説明申し上げます。</p> <p>同じく30年度以降の追加変更された費目等についてご説明いたします。</p> <p>表中ほどの葬祭費ですが、当市は現在15,000円の支給を行っておりますが、今回の県広域化に伴い県内一律3万円となりますので30年度の試算におきましては29年度予算のちょうど2倍程度を見込んでおります。</p> <p>また、その下の朱書きしております国民健康保険事業納付金ですが、これが30年度会計から新たに加わった費目でございます。当市から県にお支払いする納付金は現在のところ8億7千500万円程度と見込んでおり、県から支払われる交付金や国保税を財源としてこの納付金を負担することとなります。合わせて、その下にあります後期高齢者支援金および前期高齢者納付金については県での拠出なり30年度からの費目は無くなっております。また、その下の老人保健拠出金についても30年度以降は事業廃止のため無くなっております。</p> <p>歳入・歳出の事業規模は、それぞれ合計34億1200万79万3千円となります。</p> <p>30年度は29年度と比較し、10億円程度の見込減額となりますが、これは、先ほどご説明いたしました、共同事業にかかる予算が10億円程度無くなっておりますので、ちょうどこの分の予算規模が下げ試算を行っているところでございます。</p> <p>また、この試算では現在の現行税率で県の見込む被保険者や世帯数で国保税を試算した結果この見込等は大きく変わらない限り、県の納付金や市の保健事業費を賄うことが出来ると分析されます。これは、今回示されました標準保険税率が、当市の現行税率と大きく差異がなかったためだと分析しております。今回の諮問に関しましてのご説明は以上となります。</p> <p>答申に際しまして委員の皆様のご意見をいただければと思います。宜しくお願い致します。</p> <p>会長</p> <p>今ご説明いただきましたが、何かご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか？</p> <p>それでは第1号議案平成30年度嬉野市国民健康保険税率の諮問および</p>
--	---

	<p>び答申についてということでご説明はよろしいですね。 諮問・答申について詳しくご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>諮問の内容につきまして、もし可能であればこの協議会からの答申の案をいただければと考えております。</p>
委員	<p>ちょっとよろしいですか。さっき説明のあった1号議案30年度税率は据え置きますよと、それで30年度の会計予算を説明いただいたわけですね。</p>
事務局	<p>今ですね、7ページ8ページの方は今の段階で試算となっております。この答申次第で、今こちらの方は現行の税率で据え置いた場合の税率において賦課した場合はこの税収になりまして歳出、納付金の収支均等がとれておりますので、現行の税率であればこのまま予算案として提案させていただく予定です。</p>
委員	<p>それで、それは今後の問題なので良いとして、これまでは特に嬉野市の場合は赤字の面がありましたね。我々のいろいろな活動の中でも聞いてきたし、収納率が非常に低かったとか。県下でも非常に低いと、そういう要素が現状でもあるわけですね。統一化されたから今の説明で中身は大体わかるような気がするのですが今の嬉野の現状をそのまま30年度税率をそのままにした場合の収納率等を噛み合わせて、今度県下統一になるから赤字はどうなるかということになるわけです。まだ予算だからわからないですけども。赤字の場合は結局単独でちゃんとしなさいということになっているわけですね。その辺の問題について今後の予想としてどのように考えているのか。赤字はそれぞれの市町で負担しないといけない。その手立てはどうなるか。県で補てんするような制度があるのかどうか。誰でも努力して一生懸命やるけれどもできなければそういうものが今後県下統一になった場合にあるのかどうか。考えられているのかどうかその辺のところをよく知りたい。分かれば教えてください。</p>
事務局	<p>ご回答させていただきます。広域化以降、基本的に先ほど説明しましたが、標準保険税率で賦課した場合は収支均衡がとれますよという説明</p>

		<p>にはなるのですが、あくまで今見込む被保険者数であったり、所得であったり、収納率であったりというところをベースにしてこちらが計算されておりまして、極端に収納率が下がった場合当然赤字が発生してまいります。その場合にはやり方としては2つ。これまで市が行っていた一般会計からの繰り入れが一つ。もう一つは広域化以降県の基金を使いまして貸付という制度が利用できるようになっております。こちらを借り受けた場合は向こう何年かで返済していくようになりますが、借り受けた場合は税率に上乗せして標準税率をまたあげる。次年度以降の税に加えて被保険者のみなさんにお支払していただくというやりかたの二つが選択肢としてあります。</p> <p>委員 今日新聞にも載っていたけど、試算がそれぞれの市町でしてあるわけですけど、嬉野の場合はこういうふうに行ったらだいたい収支赤字が出ずに行けますよと今説明もあつたとお示ししてあるわけですが、その通りに行けばいいわけですが現在の収納率を勘案して出してあるわけですから、大きな狂いはないだろうと思うわけです。そういう面でのいろいろな補助金等を含めて出してあるからいいかなという感じはしますが、極端に悪くなったらいけないわけですからそのあたりを心配しているところです。何かそういった面についての統一化した場合の何か政策があるのかどうか。その辺はまだわからないからいろいろできないだろうが。</p> <p>事務局 あと、これが県全体の給付額などもまた関連して参りますので広域化以降メリットとしては県が一斉に医療費の適正化に取り組むということで、医療費を下げるための市町単独で行っていた医療費適正化についても県全体で下げる事業を新しく始めていくそういう取り組みがなされていくところなんですけど、現行税率のまま据え置くとはいってもやはり市町単独の徴収努力であったり医療費の適正化であったりといったところは引き続き行っていく必要はあると思います。やはり収納率が下がればこのシステムは機能しなくなるので、あわせて今回の試算をする際には入ってくる収入の公費というのも実績より堅く見積もって余裕のあるところで、もう少し税金とか歳入公費につきましては特別交付金とか、うちでいうと精神結核の交付金というのがかなり大きいのですが堅く見込んだりして先ほど現行と標準税率は若干の差があつて数百万円の差異はあるのですが、その程度以上には見込まれるくらいの歳入は見込んでいるところがございます。あわせてやはり徴収努力は必要であると考えております。</p> <p>委員 はい、わかりました。</p>
--	--	---

	事務局	よろしいですか。
	会 長	はい。どうぞ。
	事務局	<p>今、犬尾委員さんがお尋ねの赤字の場合の補てんの仕組みがあるかどうかということですけど、担当からの説明がありましたように県の基金からの貸付、あるいは一般会計からの繰り入れということなんですけれども、運営方針を読みますと一般会計からの繰り入れも赤字だと、その赤字については数年で解消する計画を作りなさいという風になっているんですね。今までのように一般会計からもらっぱなしにはできないということと、借り入れた分は数年で返済しなければいけないということで、その場を乗り切る方策は今申し上げたように2通りあるんですけれども、結局それは保険税に跳ね返る仕組みになっておりますので逃げられないといえはおかしいですが、新たに国や県が金銭的に補うという仕組みは一切ありません。そういったことをご理解ください。</p>
	事務局	<p>激変緩和措置ではないけど、市で独自でいろいろ考えていかなければならないことがあるのかなと思ったので。税率というのがこの際一番大事なことだから据え置くという理由はどういうことかとか、どういうふうになって据え置くのか、市民も国保が統一化されるということは誰でも知っているのものでその辺で非常に大事なこと。30年度はその辺はしっかり考えてしていかないといかんなあ。今までは、市長さんがだいぶ考えられて（一般会計から）だしてもらったけど、そうわけにはいかないようになってくるだろう。</p> <p>特に今度の場合はそういった面は慎重に考えておかないといけないなあと思う。</p>
	会 長	他に何か、お尋ねになりたいことはありませんか。
		《とくに質問等なし》
	会 長	そしたら、現行どおり据え置くという答申でよろしいですか。
		《出席委員、全員承認》
	会 長	1号議案については以上でよろしいですか。

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	健康づくり課
議 題	第2号 平成30年度嬉野市国民健康保険特別会計予算(案)について		
内 容			
審議経過	事務局	私のほうから第2号議案、平成30年度嬉野市国民健康保険特別会計(案)についてですが、先ほどの審議のなかで現行税率を据え置くという答申の方針を協議会のほうからいただきましたので、こちら「歳入試算、歳出試算」と標題の方に記載しておりますが、「歳入予算(案)、歳出予算(案)」に書き換えていただきますようお願いいたします。以上、第2号議案のご説明をさせていただきました。	
	会 長	はい、では標題のところをあらためていただいて、中身については先ほど説明がありましたので。それでよろしいですか？ 《質疑なし》	
	会 長	よろしいですかね。それでは2号議案については以上にさせていただきます。	

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	健康づくり課
議 題	第3号 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）について		
内 容			
審議経過	会 長	次、第3号議案第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）について事務局より説明をお願いします。	
	事務局	失礼します。それでは第3号議案第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）につきまして説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。	
	保健師	<p>当市では、国民健康保険法の指針に基づき健康・医療情報等を活用したデータ分析を行い、効果的な保健事業の実施を行うため、この保健事業実施計画を平成27年3月より策定しております。この計画は5か年度の計画となっておりますので、30年度より当計画を見直し、第2期計画を策定し、この計画で位置付けられた各国保の事業を今後実施していく事になっております。本日はこの後、担当保健師より当計画の概要説明をさせていただき、後日でも結構ですので委員の皆様からご意見等があればいただきたいと思っております。今後パブリックコメント等において広く市民のご意見をいただきながら今後策定して参りたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いたします。それでは、担当、保健師のほうよりご説明させていただきます。</p> <p>特定健診を担当しています。今回お手元にお配りしています第2期保健事業実施計画を案ということで作成しております。前回このように第1期の保保健事業実施計画を作って今年度末で終了して評価ということになっております。第2期特定健診実施計画というものもあったのですが25年3月策定でこの分も29年度見直しということになっておりまして、この2つを集約した形でこの計画を作成させていただいております。この計画は先ほど説明があったように効果的な保健医療を推進していくために医療情報やレセプト情報、いろいろな健診結果のデータ分析を実施してそれを評価して保険事業を実施していくということで第1期の計</p>	

	<p>保健師</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>画を実施して評価したものです。</p> <p>その中で27年5月からは持続可能な医療保険制度を構築するためということで保険事業の方では医療費適正化のところでも市町独自で実施していくということになっていて、30年度からは新たなインセンティブ制度が発生して保険者努力制度ということでいろいろな保険事業の特定健診の実施率、特定保健指導実施率などが点数化されて評価されることになっていきますので保険事業実施に関する指針に基づいてデータヘルス計画を策定して、嬉野市においては国指針に基づき第2期保健事業実施計画を定めて生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進により医療費の適正化及び保険者の財政基盤強化が図られることを目的としています。</p> <p>その中で3ページの図1を見ていただくと、データの分析をして未受診者への受診勧奨などを行って健康格差の縮小ができるようにしていくということでメタボリックシンドローム予備軍の減少だったり、高血圧症の改善だったり、脂質異常症の減少、糖尿病有病者の増加の抑制ということを目標にして、脳血管疾患死亡率の減少とか虚血性心疾患死亡率の減少、糖尿病性腎症による新規透析導入患者数の減少ということを目指してそこから健康寿命の延伸になるようにしていくというふうにしています。そこで18ページのところでデータヘルス計画の中長期的な目標の設定をさせていただいて、これまでの健診、医療情報を分析した結果、医療費が高額となる疾患、6カ月以上の長期入院となる疾患、人工透析となる疾患及び介護認定者の有病者の多い疾患である脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症を減らしていくことを目標に実施していくようにしています。</p> <p>2番のところで短期目標を設定して脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の血管変化における共通のリスクとなる高血圧症、脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム等を減らしていくことを目標にしてそこから医療費の適正化、削減はできないですけども伸びを抑えるというところで保健事業を実施していくということで細かく計画を立てさせていただいております。私からは以上です。</p> <p>はい、ほかに説明は大丈夫ですか。</p> <p>また後だっただご意見等いただければ事務局の方までよろしくお願いたします。</p> <p>3号議案につきましては以上です。</p> <p>皆さま方から何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。</p>
--	---	---

委員	すみません、これの会議はありますか。
保健師	これの会議という会議はなくて、いろいろな会議の折に今後説明をさせていただきますのですが。
委員	わかりました。
会長	他にお尋ねになりたいこととかありましてお願いします。
委員	計画にかかる予算については？
事務局	中身につきましてはこれにかかる予算というよりは特定健診等の位置づけがこちらの方にされておりまして、ここに位置づけることで各国民健康保険の保健事業を実施していくということでこちらの計画を策定しているような状況です。
委員	このデータヘルス計画は、第2期ということは第1期もあったということですね。
保健師	第1期もありました。
委員	計画策定後何年間か経過して、今後もあるわけですけど、先ほどの質問にもあったようにこの計画をつくるための審議会がありますか？普通は市で計画等を作る際、各界から寄って話し合いをすることが多いですが、これはどういう形で作成されたのですか。
事務局	今回の策定につきましては、第1期の計画があって大まかなデータの変更というところが主だったところです。
委員	第1期計画を策定した際は、審議会を開催して意見を求めたりするなどの手段を講じられておられますか？
保健師	第1期の計画策定の際も審議会等の開催はあっておりません。どの市町も策定しなければならないようになっていきますので、国保連合会の指導を受けてレセプトなどを分析したうえで策定しております。
委員	たぶんそうだろうと思いましたが、計画に目を通せばいろいろわかるのですが、47ページにあるように、計画の評価・見直しがどのような形で行われるのかと思ったもので。

	<p>委員 これはまたあとで、中身を読んでからもし聞きたいことがあれば質問しますのでよろしく願います。これだけのものを作るからには実行しなければいけない。そのへんの実行の仕方というものを、やはり納めるだけではいけないからこれが結局国保との関係が大いに出てくるわけだから。その辺は十分連動してうまくしていかなければ、ただ示しましただけではいけないと思うからよろしく願いたい。</p>
	<p>会 長 48ページあたりをもう少し説明していただけますか。</p>
	<p>事務局 策定後の公表につきましては、容量が大きいものですから上げられるかどうか分からないのですが、ホームページとか市報などにあげられればと考えています。関係機関の方には配布を行います。また、医師会の先生方にはご説明をさせていただいて、協議会の委員様とか国保の関係には渡るかと思いますが、一般の方には概要版があれば全戸配布ができるのですがなかなか概要版というのが作りこめないの、ホームページでの掲載となります。まずはパブリックコメントという形でこの計画に対するご意見を3月末までに策定なので、それまでの間に来月くらいまでに一度公表させていただいて意見を反映させていくということをやっていきます。</p>
	<p>会 長 皆さん方のほうから何かありませんか。</p> <p> 《質疑なし》</p>
	<p>会 長 無いようでしたら3号議案につきましては以上にさせていただきます。予定していた議題は以上でございます。</p>
	<p>事務局 会長どうもありがとうございました。それでは会議次第6その他の項目について事務局からご説明を申し上げます。</p>
	<p>事務局 お手元にカラー刷りの1枚の用紙をお配りさせていただいております。国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しという資料についてご説明させていただきます。限度額・軽減額の見直しは国の方で税制改正の度にこちらの方も改定がありますが、今回も限度額・軽減額の見直しの予定ということでこちらの方にお示しさせていただきます。現在、課税限度額の限度額の上限額が54万円となっておりますが、30年度以降58万円に見直し、あと軽減額ですが5割軽減の一人当たりの控除額の金額というのが27万円になっておりますが30年度以降27万5千円、2割軽減の方が49</p>

事務局	<p>万円が50万円ということで今後見直しの予定です。これは上位法の成立に伴って各市町の条例の改正をしていきますので、3月以降の専決処分で6月の議会に上程する予定になっておりますのでよろしくお願いいたします。裏面につきましては、今回の国保の県広域化に伴う仕組み、これまでもこちらの方は会議の折に説明させていただいておりますが、市町で単独に行っておりました国保会計を県が一つの財政基盤として取り組んでいきますよという説明になりますのでこちらも併せてご確認ください。以上です。</p>
事務局	<p>これにつきましては、これからの4月1日以降の課税限度額についてご説明申し上げたところです。何かご質問等ありましたらお願いしたいと思います。</p> <p>《質疑なし》</p>
事務局	<p>無いようですので、次に入らせていただきます。</p>
事務局	<p>先ほどお配りしました答申書（案）というものを皆様にお配りしているかと思えます。本日、現行の税率の据え置きという方針をいただきましたので、一応事務局の方で答申の案を作らせていただきました。先ほど犬尾委員の方からもご意見をいただきましたが、現行に据え置くとしても徴収の努力であったり、医療費適正化の努力であったりと協議会としてのご意見要望の方を付帯意見の方を加えて答申と変えていただくこともできますので、一応こちらの内容をたたきとしてもしご意見ありましたら、そちらの方いただいて答申書の作成という流れになっております。なお、答申につきましては、今後日時を含めて会長様と日程の方はお打合せさせていただいて協議させていただきたいと思っております。まずは要望事項につきまして、ご意見等いただけましたらあわせて協議したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは先ほど答申書（案）をお配りさせていただいておりますが、その内容についてご意見があられる方はお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>いいですか。答申書の中身はいいですけど、ちょっといつも気になっていて、いろいろな新聞を見ていると嬉野市は非常に収納率が低い。一番低いわけ。原因は何かいろいろあろうかもしらんけど、ここにも収納率の向上に努めますと書いてあるけど嬉野はそれが一番癌だとおもう。いろいろ理由はあろうけど。いろんな形で上げるようにしないとこれが</p>

委員	<p>下がるとせっかく作ったあれがね予算もどンドン基金が激変緩和措置を嬉野市が頼まないといけなくなるのでは話にならないので、なんでやろうかね。あんまり高すぎるわけではないだろうし、特殊な事情があるとやろうな、なかなか説明できなければせんでもいいですが上げるように努力せんといかんと思うよ。</p>
事務局	<p>収納率に関しては下がっているわけではなく、徐々に上がってはいるわけですが、ただ、ほかの市町が急激に上がっているところもございまして。今年度の収納率も順調に上がってはきているのですが、ただほかの市町の上がり方が非常に激しいわけで嬉野市だけ目立っている状態もございまして、今後も努力してまいりたいと思いますのでよろしくお願い致します。</p>
会長	<p>前にもそのようなご指摘をいただいて答申に差し上げてはいるのですけれども。</p>
委員	<p>上がってきているのでよいと思うが。比較されるのは・・・。</p>
事務局	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>《質疑なし》</p>
事務局	<p>無いようですので、この内容についてはこのままでよいということでもよろしいですか？</p>
委員	<p>最終的なものを事務局から会長に見せていただければ。我々は任せるので。あくまで私の考えです。答申案に書いてあることがだいたいの目標でしょうから、それに何か加えるのがあれば加えればいいのかと思う。わざわざ会議をするのも大変です。ただ答申書についてこうして出しましたというくらいの連絡はしてもらわないといけな。何も見ないで「はい、そうですか」では困るので。</p>
事務局	<p>答申書を受け取りましたら、そちらの写しの方は全委員様の方にお送りさせていただきます。最終的な内容の方は会長様に確認していただいて、変えられるようであれば先ほどいただいたご意見を盛り込みたいと思います。</p>
委員	<p>市長に答申しないといけなんでしょう。</p>

	事務局	日時は会長のご都合を伺いながら決めさせていただきます。
	委 員	答申の際は、わざわざ会議をする必要もないと思う。答申だけで、ほかには何も無いですよ。何か特別あれば別ですが。
	事務局	内容については改めて再度確認をさせていただきたいと思います。
	事務局	では、ほかの委員さんもそれでよろしいですか。 《異議なし》 ではそのようにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 それでは長時間にわたりご協議いただき誠にありがとうございました。これで会議を閉じたいと思います。本日いただきました貴重なご意見につきましては真摯に対応してまいりたいと思いますので宜しくお願いいたします。本日はどうもお疲れ様でした。